

## 小規模保育事業所の設備等について

小規模保育事業の認可にあたっては、和光市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(以下「基準条例」といいます。)、及びその他法令に定められた基準を満たす必要があります。

なお、確認の要件として、別途条件を付すことがあります。

### (1) 設備の基準

小規模保育事業の設備には、乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所及び手洗用設備が必要です。その基準は、基準条例によります。可能な限り医務室も設置してください。

### (2) 保育室等

乳児室又はほふく室は、0・1歳児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室は、2歳児1人につき1.98㎡以上の面積が必要です。

これらの面積は、**有効面積**(内法面積から造付け・固定造作物を除いた面積。)で算出します。

#### 【面積から除く造り付け・固定造作物】

- (1) 押入れ、ロッカー、収納スペース、子ども用荷物収納棚
- (2) 吊り押入れ、吊り戸棚(床上140cmの空間を確保したものは除く)
- (3) 手洗い器
- (4) ピアノ

その他

- (1) 面積の算出方法(内法・有効面積)は、保育室のみに適用します。
- (2) 採光面積の基礎となる床面積は、建築基準法上の基準であるため、同法の規定する床面積(壁芯)です。

### (3) 屋外遊戯場(園庭)

満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の専用の屋外遊戯場が必要です。

ただし、屋外遊戯場を確保できない場合、近隣の公園等(児童の歩行速度で5分程度、概ね300m以内。)で代用可能とします。

※ピロティールなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所は、屋外遊戯場としては認められません。

※近隣の公園とは、都市公園法上の公園を指します。

### (4) 調理設備

定員に見合う設備及び面積を有し、保育室等と区画(腰高程度でも可。)してください。

衛生管理の点から、調理室の入り口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置することが望ましいです。

なお、調理設備については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階

で可能であれば、その園の所在地を所管する「朝霞保健所」に御相談ください。

給食を連携施設等から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えてください。

#### (5) 便所

定員に見合う設備及び面積を有していること。

児童 10 人に対し、児童用大便器・手洗用設備を各 1 つ以上設けてください。(やむを得ず児童用便器を設置することができない場合は、大人用便器に補助便座を設置することも可。)

また、調理職員専用のものや汚物処理設備の設置が望ましいです。

#### (6) 手洗用設備

児童用と職員用をそれぞれ便所用とは別に保育室内に設けてください。

また、調理室に調理員専用の手洗用設備を設けることが望ましいです。

#### (7) 保育室等を 2 階以上に設ける場合の要件

保育室等を 2 階以上に設ける場合には、基準条例に基づいて必要な設備を備える必要があります。

また、保育室を 2 階に設ける場合、3 階に設ける場合、4 階以上に設ける場合で、必要な設備には違いがあります。

児童の安全性等防災上の観点から、保育室は低層階に設けることが原則となっています。

以下の基準のほか必要な設備は、基準条例第 3 4 条をご覧ください。

また、別途消防との協議により、設備設置や防火措置を求められる場合があります。

#### (8) その他の設備等

##### 2 以上の出口

小規模保育事業の児童の安全確保の観点から、事業所から建物出口に至る経路を 2 以上確保してください。さらに、全ての保育室等に 2 以上の出口を設置することが望ましいです。

また、保育室等を 2 階以上に設ける場合には、基準条例に基づいて必要な設備を備える必要があります。

#### 食べる・寝るなどの機能別の空間

食事と午睡を別に行える空間があることは、衛生面からも、落ち着いて食事ができるという点からも、望ましい環境です。

#### 温度、湿度計

児童の年齢や発達状況に応じて適切な温度管理をすることは、児童の適応能力を高め、

健康な体づくりのために必要なため、温度、湿度計を備えるようにしてください。

#### 防犯設備

出入り口の電子錠や機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。

#### 安全のために必要な設備

例として以下の対応が考えられます。施設の状況に合わせ、児童の安全のために必要な設備を備えてください。

転落、園児飛出し：フェンス、柵の設置(高さや形状にも注意)、各保育室や掃出し窓について児童の手の届かない位置に錠を設置 等

怪我：指はさみ防止、ガラス飛散防止、家具等の角端部対応 等

感電：コンセントを児童の手の届かない位置に設置、感電防止コンセントの設置 等

地震：家具転倒防止、蛍光管落下防止 等

#### 設備の更新を見据えた整備計画

建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画とすることが望ましいです。例として以下の対応が考えられます。

- ・取替えのため：冷暖房設備(エアコン)は壁掛けタイプにする等
- ・設備配管のメンテナンスのため：パイプスペースや地下ピットの設置等

#### 医務室

静養できる機能を有すること。病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的として、区画された室とすることが望ましいです。事務室等との兼用も可としますが、カーテン等で区画をしてください。(医務室には必要な医薬品等を常備すること。)

#### 職員のための休憩室や事務室

職員の労働環境に配慮し、職員数に応じた十分な休憩室(休憩時間に休息できるためのスペース)や事務室(小規模保育事業に供え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のためのスペース)を設けることが望ましいです。

#### 育児相談等を受けるための部屋やスペース

相談者のプライバシーに配慮するため、保護者等からの相談を受けるための専用の部屋やスペースがあることが望ましいです。

#### 調乳室・調乳設備

乳児用設備として、調乳室や調乳の設備を調理室とは別に設けることが望ましいです。

#### 沐浴設備、温水シャワーなど体を清潔にできる設備

児童の皮膚を清潔に保つため、温水シャワーなど体を清潔にできる設備を備えてください。0歳児保育を実施する場合は、沐浴設備を設けてください。

#### 収納スペース

小規模保育事業の屋内・外の環境を良好に保つとともに、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けることが望ましいです。

#### 駐車場・駐輪場

送迎に自動車・自転車を利用する保護者が増加しています。近隣地域と交通問題を生じさせないように、設置場所の状況により自動車・自転車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車・駐輪スペースを確保することが望ましいです。

#### 整備にあたっての留意事項

##### (1) 建物の要件

- ア 新耐震基準(昭和 56 年 6 月施行)を満たす建物であること。
- イ 建築基準法に基づく建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。

##### (2) 近隣説明・近隣への配慮

事業所の整備及び運営を円滑に進めるためには、周辺住民の理解と協力が必要になりますので、周辺住民等 に対する事業説明会を開催する等、住民の理解と同意を得るよう努めてください。また、説明状況について、和光市にご報告ください。

事業所の設計・工事施工に当たっても、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

##### (3) 採光及び換気のための開口部の確保

乳児室・保育室などは、部屋ごとに、床面積(壁芯)の5分の1以上の採光要件(十分な採光が可能な窓の設置)を満たす必要があります。

##### (4) 周辺環境

整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があると考えられ、申請を受理できないこともありますので、予め十分な御確認をお願いします。